

# 石岡市すくすく赤ちゃんクーポン事業

令和6年4月から、すくすく赤ちゃんクーポン券が新しくなりました！  
1枚で1,000円分の子育て用品（おむつ・ミルク・ベビーフード）と交換できます。

【対象者】令和6年4月1日以降に生まれた0歳児（満1歳の誕生日の前日まで）のお子さん  
がいる保護者で、お子さんとともに本市に住民票があり、同居している方。

【申請方法】「こんにちは赤ちゃん訪問(乳児訪問)」または、出生届や転入届を提出した際などに、以下の3つの課で申請・交付を行っています。

- ①子育て応援課(石岡保健センター内)
- ②こども未来課(石岡市役所本庁舎)
- ③市民窓口課(八郷総合支所)

【支給内容】お子さん1人に対し、額面1,000円のクーポン券を40枚支給します。  
\*転入してきたお子さんには、月齢に応じて支給します。

【有効期間】お子さんの満1歳の誕生日の前日まで

- 【子育て用品】①乳児おむつ等（紙おむつ、布おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき）  
②乳児ミルク（粉ミルク、液体ミルク）  
③ベビーフード（離乳食、ベビー飲料）

【指定取扱店】 \*おつりは出ませんのでご注意ください。

No	取扱店名	取扱店舗	住所
1	ホームセンター山新	石岡店	石岡市八軒台5番46号
2	マツモトキヨシ	八郷店	石岡市柿岡5687番地2
3	ウエルシア	石岡杉並店	石岡市石岡2280番地2
4	ウエルシア	石岡東光台店	石岡市東光台四丁目11番22号
5	ウエルシア	石岡八郷店	石岡市下林278番地
6	ツルハドラッグ	石岡店	石岡市国府三丁目4番19号
7	ツルハドラッグ	八郷店	石岡市柿岡2743番地1
8	西松屋	ピアティ石岡店	石岡市石岡2222番地2
9	サンドラッグ	石岡店	石岡市石岡12886番地



## 【使用方法】

1. 使用前にクーポン券にお子様のお名前を記入してください。

\*40枚に記入してください。

\*お誕生日の前日までに使用してください。

\*切り離して使用することができます。

2. 指定取扱店で子育て用品と交換してください。

\*1,000円以上で使用してください。

\*おつりは出ないため、注意してください。

\*クーポン券で使えるものはまとめてレジへお持ちください。

\*使用前にクーポン券対象商品の確認をお願いします。



詳しくは裏面をご確認ください→

# 石岡市すくすく赤ちゃんクーポンは どういう子育て用品と引き換えられるの？



- 乳児おむつ等：紙おむつ、布おむつ、水遊び用紙おむつ、おむつカバー、おむつライナー、おしりふき
- 乳児(1歳未満用)ミルク：粉ミルク、液体ミルク、キューブ型ミルク
- ベビーフード：離乳食、ベビー飲料

※離乳食、ベビー飲料は「1歳未満の明示」、「赤ちゃん用」「乳児用」「ミルク用」「ベビー用」等の表記がある既製品が対象です。

	○引き換えできる	×引き換えできない
離乳食 & 飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既製品の離乳食やベビー飲料 ～1歳未満の表記例～</li> <li>○7か月からの</li> <li>○8か月から1歳4か月まで</li> <li>○12か月未満の</li> <li>○月齢の記載はないが、「ベビー用」「赤ちゃん用」「ミルク用」等の記載があるもの</li> <li>○ミルク用ミネラルウォーター</li> <li>○乳児用経口補水液</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>×ベビーフードや離乳食を作るための野菜やうどんなどの食材</li> <li>×「赤ちゃんのための」と記載があっても、対象年齢が1歳を超えるもの</li> <li>×「1歳4か月まで」など年齢上限のみの記載しかないもの</li> <li>×ベビー用・ミルク用の記載がないもの</li> <li>×服薬補助ゼリー</li> <li>×ミネラルウォーター</li> </ul> 

## 《その他注意事項》

・有効期限はお子さんの満1歳の誕生日の前日まで。

・クーポンに対象乳児の氏名を記入してください。(氏名の記載が無いものは使用できません)

・転出した場合は使用できません。

・市内の指定取扱店のみで使用することができます。

・クーポンの他者への譲渡、転売、貸付はできません。

・一度に使用可能な枚数は40枚までです。

・おつりはできませんので、子育て用品の会計が1,000円以上の場合にご使用ください。

・紛失、汚損等による再発行はできません。

・指定取扱店によっては、子育て用品が別会計になる場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

・母子健康手帳による本人確認は必要ありません。

### 【問い合わせ】

こども家庭センター（石岡保健センター内）

TEL 0299-24-1386

